

議事要旨(1) 実務対応報告公開草案第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」のコメントについて

石原研究員が、資料「審議資料(1) 公開草案に対するコメントの公表」に基づき、主なコメントの概要及びその対応案を説明した。

委員等間で、以下の意見表明、意見交換、確認が行われた。

- ・ 当面の取扱い(案)は、利益に重要なものを直すというスタンスで、5項目が列挙されているが、限定列挙か、例示列挙か分かりにくく、重要な影響を与えるものについて直すというほうが分かりやすいとの意見があった。
- ・ 当面の取扱い(案)を、重要なものを全て直させると解釈すると、原則法を採用すればよく、当面の取扱い(案)は、ここまで行っておけばよいということを示すものであるとの意見があった。
- ・ 「修正5項目の位置づけ」(資料6ページ)のコメントへの対応案「限定的な例示列挙」については、西川副委員長より、当面の取扱い(案)にある5項目の列挙は、最初にある考え方を打立て、それに基づき列挙しているから、例示列挙だが、現状、これらが挙げられるという点で、限定的であるとの説明があった。
- ・ 日本のストック・オプションにおける権利不行使による失効の会計処理は、米国基準や国際会計基準と違うため、5項目に追加されるべき項目ではないかという意見があった。
- ・ 「修正を必須とする項目の追加検討」(資料9、10ページ)の「支払利息の原価算入」及び「ジョイントベンチャーの会計処理」については、説明の仕方を工夫する必要があるとの意見があった。
- ・ 「開示規定」(資料13ページ)については、海外の基準を日本基準等に修正したことについては途中経過であって、開示を求めるのは適切ではないという意見があった。
- ・ 「適用による影響額」(資料14ページ)については、実務負担の問題があるという意見があったが、連結財務諸表等規則の定めがあるという発言があった。
- ・ 「適用時期」(資料15ページ)については、一般論としては、欧州委員会の同等性評価が2年間延期されたからといって、自動的に2年間延期されるものではないという意見があった。

以上